

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

三鷹版 働き方改革応援プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

三鷹市

3 地域再生計画の区域

三鷹市の全域

4 地域再生計画の目標

4－1 地域の現状

三鷹市は都心から 20 km圏内に位置する住宅都市である。また、市の北部には JR 中央線の三鷹駅、東部には京王井の頭線の三鷹台駅、井の頭公園駅があり、都心への交通の便が良いことから、多くの市民が都心に勤務するベッドタウンとなっている。

こうした都市部の特性を鑑み、三鷹市では少子化対策や次世代育成支援を推進していくため、平成 22 年 3 月 3 日に「仕事と生活の調和推進都市」を宣言し、地域における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる環境の創出に取り組んでいる。

人口については近年微増傾向にあり、平成 28 年 6 月 1 日現在 184,789 人となっている。一方、平成 27 年度末に策定した「三鷹市人口ビジョン」では、将来確実に訪れる人口減少を見据え、着実な計画行政を推進するため、計画人口をおおむね 180,000 人とし、地域経済の発展と環境との調和のとれたサステナブル都市を基調としたまちづくりを推進することとしている。これは、全国的に少子高齢化と人口減少が進む中、三鷹市の人口の観点からだけではなく、少子化対策等によって全国的な人口減少に歯止めをかけながら、基礎自治体として適正な規模の人口を維持し、品格のあるまちづくりを推進していこうという考えに基づくものである。

4－2 地域の課題

「仕事と生活の調和推進都市」の宣言以降、三鷹市ではワーク・ライフ・バランスの取り組みを進めており、市民企画員との協働による一般市民向けの講座の開催や懸垂幕による啓発活動などにより、一定の成果は出ているものと考えている。しかし、平成 26 年度に行った市民調査では、ワーク・ライフ・バランスという言葉を見聞きしたことのない人の割合が全体の 26.9%という結果が出ており、市民・市内企業におけるワーク・ライフ・バランスの意識の浸透を図るには、さらなる施策の検討・充実が必要であるとの認識に至っていたところである。

また、「三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たって実施した市民アンケートでは、三鷹市が優先して取り組むべき項目について、20代、30代の回答者の半数以上が「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を選択している。ここから、多くの市民が仕事と家庭の両立を望んでいることがうかがえる。

4-3 目標

安定した雇用を創出し、仕事と生活の調和のとれる「ワーク・ライフ・バランス」をさらに推進していくため、市内事業所の事業主・従業者・市民の三者を視野に入れた「三鷹版 働き方改革応援プロジェクト」に取り組む。特に、市内の産業別従業者数の多い「建設業・製造業」、「卸売業・小売業」、「医療・福祉サービス」の3分野から働き方改革に取り組み、市民一人ひとりの生活が多様化する中で、性別や年齢などにかかわらず、個人のライフステージに応じて、学校・職場・家庭・地域等で自分の個性や能力を最大限に発揮できる、生きやすい社会の実現をめざす。

【数値目標】（各年度末数値は前年度比増加分）

	申請時	H29.3末	H30.3末	H31.3末	事業終了後
目標1					
三鷹市内事業所における「東京ワーク・ライフ・バランス認定企業」及び「TOKYO 働き方改革宣言企業」認定数	0 社	0 社	5 社	10 社	15 社
目標2					
ファブスペースを活用したコミュニティ・ビジネスの参加者数	0 人	10 人	20 人	30 人	60 人
目標3					
「働き方改革モデル企業」の成功事例を踏まえて自主的に働き方改革に取り組む企業数	0 社	0 社	0 社	30 社	30 社

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

職場の環境改善や業務改善をめざすため、事業主、従業者向けのセミナーをそれぞれ開催する。参加した企業の中から「働き方改革モデル企業」を募る。

上記モデル企業には、WLBの専門家による研修を受けた「働き方改革支援者」を派遣し、企業の実態にあった働き方改革を行う。

また、子育て中の女性等を対象としたコミュニティ・ビジネスの支援を行う。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金【A3007】

(1) 事業主体

三鷹市

(2) 事業の名称及び内容

三鷹版 働き方改革応援プロジェクト

ア 働き方改革啓発事業

超過勤務時間の削減や職場の風土改革などといった社内環境改善及び業務改善をめざすため、事業主、従業員向けのセミナーをそれぞれ開催する。参加した企業の中から「働き方改革モデル企業」としての参加を促進する。

初年度) 事業主向けと従業員向けセミナーをそれぞれ開催。事業者向けのセミナーに参加した企業の中に、29年度以降に実施予定の「働き方改革モデル企業」への参加を促進(10社程度)。「働き方改革モデル企業」は、従業員数や業種について偏りがないようにバランスよく選出する。また、地方創生加速化交付金を活用し、市内を走るコミュニティ・バスをラッピングし啓発を実施

2年目) 前年度の実績を踏まえた上で、事業主向けと従業員向けセミナーをそれぞれ開催。また、「働き方改革モデル企業」への参加を促進

イ 働き方改革モデル事業

講師にWLBの専門家を招き、三鷹市内を活動拠点とする社会保険労務士、中小企業診断士などの有資格者の中から「働き方改革支援者」となる人財※を養成する研修を行う。研修では、WLBの正しい捉え方や企業の取組ポイント、先行事例のノウハウなどを学ぶ。

養成した人財(10人程度を想定)は、上記アで募った「働き方改革モデル企業」(10社程度)にそれぞれ派遣し、企業の実態にあった働き方改革を行う。派遣回数は1社年4、5回程度を想定しており、1回目の派遣時はWLB専門家も同行し、直接働き方改革のノウハウを指導しながら行う。

派遣期間終了後は、モデル企業での成功事例(効果)を市内の事業所に積極的にPRし、事業所の自発的な取り組みとなるよう、本事業を波及させていく(モデル企業以外は企業の独自財源で実施することとする)。

※人財：三鷹市では、通常使われる「人材」ではなく、「財産」「宝」を意味する「人財」という言葉を使用している。

初年度) 従業者数 5 人以上の市内企業約 2,000 社の実態調査を実施(地方創生加速化交付金を活用)、働き方改革に成功した事例を持つ WLB の専門家による「働き方改革支援者」の研修実施

2 年目) 1 年目に募った「働き方改革モデル企業」(10 社)に、「働き方改革支援者」(10 人)をそれぞれ派遣、成功事例を全市的に PR

3 年目) 2 年目の「働き方改革モデル企業」(9 社)への支援者派遣を継続しながら新たに(最大 20 社)、「働き方改革支援者」(10 人)をそれぞれ派遣、経営者を対象とした出張説明及び無料相談会を新たに実施、モデル企業の経営者及び従業員を対象にアンケート調査を行う。モデル企業を含む一定の成果を上げた企業の表彰を実施

ウ ワーク・ライフ・バランス応援事業(個人向け)

子育て中または、子育てが一段落した女性を対象とし、特に手作り品などによる「ものづくり」分野において、地域資源を活用しつつ自分のライフスタイルに合わせたコミュニティ・ビジネスを支援する。ファブスペースの利用者には起業への啓発を行うとともに、販売場所の自主的な運営に向け支援を行う。前段として、地方創生加速化交付金を財源に、ファブスペースの機器購入及びファブスペースでの制作品の販売場所の整備を行っている。

初年度) ファブスペースにおける機器及び販売場所の整備、活動の PR など(地方創生加速化交付金を活用)

2 年目) 前年度の実績を踏まえた上での活動の PR、企業体としての継続的な活動に向けた支援の実施など

3 年目) 次年度からの自走した運営をめざし、継続して運営を支援

(3) 当該事業が先導的であると認められる理由

ア 自立性

「働き方改革モデル企業」への人財派遣は、最長 2 年を予定している。働き方改革が図られると、「働き方改革支援者」の派遣料よりも削減される経費の方が大きくなる。このことを市内企業に分かりやすく積極的に PR し、企業の独自財源で実施する自立的な仕組みとする。ワーク・ライフ・バランス応援事業(個人向け)では、ファブスペースで起業した方々の企業体による制作販売品の収益により、販売場所の自主運営を図る。

イ 官民協働

行政では、働き方改革支援者を育成するため、市内で活動する社労士、中企士などに本事業の主旨を説明し、WLB の専門家が研修することができる関係性を構築する。また、事業主向けのセミナー(市主催)に参加した企業の中から、自主的な「働き方改革」に取り組む「働き方改革モデル企業」への参加を

促進し、働き方改革支援者とのマッチングを行う。

平成 30 年度には、東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部と連携して経営者を対象とした働き方改革出張説明及び無料相談会を開催する。

なお、事業の推進にあたっては「三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」や関係団体も含め、取り組みを幅広く進める。

ウ 政策間連携

年齢や性別に関わらず、個人の能力を最大限に発揮できる社会をめざす「男女平等参画」（所管部：企画部）の視点と、市内企業の職場の風土改革を行い、優秀な人財の確保や業績改善につなげる「産業振興」（所管部：生活環境部）の視点を持って相互連携し、三鷹市として一体的にWLBの推進に取り組んでいく。

エ その他の先導性

（事業推進主体の形成）

ワーク・ライフ・バランス応援事業（個人向け）については、三鷹市の第三セクターである株式会社まちづくり三鷹を事業推進主体として実施していく。株式会社まちづくり三鷹は、市内全域のまちづくりを総合的に支援することを目的に活動しており、「SOHO CITY みたか構想」に基づき、地域へのSOHO事業者の集積も進めている。

働き方改革モデル事業については、将来的に企業、事業所が主体的に働き方改革に取り組むきっかけとなるよう東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部などを事業推進主体として取り組んでいく。

（地域社会を担う人財の育成・確保）

各企業の事業主と従業員向けのセミナーの開催により、働き方改革に理解のある企業内の人財を発掘し、働き方改革支援者を派遣することで、WLBに理解があり行動できる人財として育成していく。

また、コミュニティ・ビジネスを展開するファブスペース利用者の起業に向け、株式会社まちづくり三鷹と連携し、企業体としての継続的な活動に向けたアドバイザーの支援やコンテストなどを行う。

(4) 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

	申請時	H29.3 末	H30.3 末	H31.3 末	事業終了後
目標 1					
三鷹市内事業所における「東京ワーク・ライフ・バランス認定企業」及び「TOKYO 働き方改革宣言企業」認定数	0 社	0 社	5 社	10 社	15 社
目標 2					
ファブスペースを活用したコミュニティ・ビジネスの参加者数	0 人	10 人	20 人	30 人	60 人
目標 3					
「働き方改革モデル企業」の成功事例を踏まえて自主的に働き方改革に取り組む企業数	0 社	0 社	0 社	30 社	30 社

（※各年度末数値は前年度比増加分）

(5) 効果検証の方法、時期及び体制

産官学金労言及び民で構成する「三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」を毎年度 6 月頃に開催し、前年度の実績報告を行う。必要に応じて専門的な助言をいただくとともに、助言内容については、当該年度の事業実施や新年度予算編成への反映を行っていく。

(6) 交付対象事業に要する費用

①法第 5 条第 4 項第 1 号イに関する事業【A3007】

・総事業費 21,624 千円

(7) 事業実施期間

地域再生計画認定の日から平成 31 年 3 月 31 日まで

5－3 その他の事業

5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 31 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

目標 1

「東京ワーク・ライフ・バランス認定企業」については、東京都が毎年 11 月頃に認定企業を発表するため、その結果より認定企業数を把握する。「TOKYO 働き方改革宣言企業」については、3 月末時点で東京都に確認し、宣言企業数を把握する。

目標 2

ファブスペースを活用したコミュニティ・ビジネスの参加者数については、管理運営主体である㈱まちづくり三鷹から、年度ごとの参加者数における実績報告を受け把握する。

目標 3

「働き方改革モデル企業」の成功事例を踏まえて自主的に働き方改革に取り組む企業数については、東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部より年度ごとに実績報告を受け把握する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

KPI	関連事業	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	事業 終了後
【目標 1】 三鷹市内事業所における「東京ワーク・ライフ・バランス認定企業」及び「TOKYO 働き方改革宣言企業」認定数	働き方改革 啓発事業、働 き方改革モ デル事業	0 件	5 件	10 件	15 件
【目標 2】 ファブスペースを活用 したコミュニティ・ビ ジネスの参加者数	ワーク・ライ フ・バランス 応援事業 (個人向け)	10 人	20 人	30 人	60 人

【目標３】 「働き方改革モデル企業」の成功事例を踏まえて自主的に働き方改革に取り組む企業数	働き方改革 啓発事業、働き方改革モデル事業	0 社	0 社	30 社	30 社
---	--------------------------	-----	-----	------	------

※各年度末数値は前年度比増加分

産官学金労言及び民で構成する「三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」を毎年度６月頃に開催し、前年度の実績報告を行う。必要に応じて専門的な助言をいただくとともに、助言内容については、当該年度の事業実施や新年度予算編成への反映を行っていく。

7－3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

毎年７月に発行する「三鷹市自治体経営白書」に前年度の事業実績をまとめて公表し、同白書を配布することで市議会への報告も行う。